

平成30年 第3回定例会（第4日 9月 7日）

〔質問〕 沖本

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

今回の一般質問は、ハーモニーホール座間（市民文化会館）のリスクマネジメントについて、そして救急業務における多言語対応について、それぞれ昨今の全国的な動向や事例を参考に、また、担当当局に事前調査させていただき知り得た数値データや内容をもとに、私の意見を述べながら本市の考えを伺ってまいります。

なお、資料配付並びに今回初めて試行的に議場モニターを使用し資料を映すことは、あらかじめ議長の許可をいただいております。

また、資料の使用については、著作権の関係上、出典元の団体全てから承諾を得ていることを申し添えておきます。

それでは、まず、ハーモニーホール座間（市民文化会館）のリスクマネジメントについての（1）避難訓練コンサートの実施についてから伺います。

避難訓練コンサートとは、公演の最中に実際に災害が起こったという設定で、避難訓練もプログラムに取り入れたコンサート事業を行うものであります。この取り組みは平成23年8月、東日本大震災の復旧工事を経て再開館したばかりの水戸芸術館で震災後、全国で初めて実施され、その後、各地の会館、会場に広がっています。

避難訓練コンサートでは、コンサートと、それを中断しての避難訓練及び災害に関する講話などがセットとして実施されていることが通例のようであり、演奏団体としては地元の学校の吹奏楽部や警察、消防、自衛隊などの楽団が協力するケースが多いとのことでした。

避難訓練コンサートは、自治体や施設で作成した災害対策のガイドラインやマニュアルの現地検証という役目を担っています。机上では最善の策に見えても、実際に数百人、1,000人以上の来場者を避難誘導していくと、避難用の誘導サイン、誘導サインとは非常口を示すような具体的な文字や絵でわかりやすく表示されたものでありますが、これがわかりにくい、多数の人間の通り抜けがしにくい経路があるなど、さまざまなことが見えてきます。こうした実証検証を繰り返し、ガイドラインやマニュアルのさらなる充実を図ることが、いつ起きるかわからない災害に向けての大きな備えになっています。

実例の一つとして、東京都渋谷区にある新国立劇場の取り組みについて、配付資料並びに議場のモニターを使って紹介させていただきます。

新国立劇場では、平成26年の防災の日の前日、8月31日にオペラパレスにおいて避難体験オペラコンサートを開催しています。公演中に地震が発生したという想定で来場者に客席から実際に避難してもらおうという試みで、当日は一般公募の観客を始め、近隣町内会や劇場、舞台関係者などを含め、約1,300人が集まり、避難訓練を体験したとのことでした。新国立劇場では、昨年9月にも同様のコンサートを開催し、また、今年9月26日には第3回目の避難体験オペラコンサートを開催されるそうです。

お手元の配付資料①から⑤の画像が新国立劇場の避難体験オペラコンサートの様子です。議場モニターでもそれと同じ画像を映させていただきますので、ごらんいただきたいと思います。

①、開園を待つ観客の様子です。画像の右側には東京消防庁の職員も参加されていることがわかります。同じく災害発災後、客席で身を伏せる観客の様子です。③、同じく避難開始の様子です。⑤、同じくスタッフが出演者を避難誘導している様子です。

以上、新国立劇場の避難体験オペラコンサートの様子をごらんいただきました。

また、配付資料にはありませんが昨日の神奈川新聞の20面、これはきのうの新聞の切り抜きです。秦野市文化会館では、明後日、9日日曜日にコンサート中の地震発生を想定した避難訓練コンサートを開催されるとのことで、同文化会館では4回目となるそうです。

これまで小ホール、座席数498席での開催でしたが、今回は初めて大ホール、座席数1,455席で実施されるそうです。県立秦野高校弦楽合奏部のコンサートが行われ、演奏中に震度5弱の地震が発生した想定で訓練を行い、観客は施設職員の誘導に従って野外の広場に避難し、訓練後は客席に戻って再びコンサートを楽しむそうです。

実はこうした取り組みは、本市のハーモニーホール座間大ホールにおいても平成28年3月10日に座間市スポーツ・文化振興財団、これ以降「財団」と略させていただきますが、財団の主催により、ハーモニーホール座間避難訓練ライブ、よしもとお笑いステージが行われています。来場者は188人、想定は、地震により館内で火災が発生したため、来場者を財団職員及び委託業者による受付案内人12人が誘導し、ふれあい広場に避難されたとのことであります。

この避難誘導訓練ライブを開催した目的は、財団として、施設管理者の有事におけるリスクマネジメントの観点から、地震を想定した避難誘導訓練を実施する必要性を感じ、協力していただける業者を探し開催され、公演時に被災した場合の主催者側の動きや、パニックにならないように案内誘導するためにはどうしたらよいか確認するために行ったと伺っております。

私は、この財団によるこの事業を高く評価するものですが、ご存じのように、ハーモニーホール座間大ホールの収容人数は1,310人であることから、欲を言えばさきに紹介した新国立劇場の避難体験オペラコンサートのような1,000人規模の避難訓練コンサートを行っていただければと望むものであります。

実際に財団が主催するコンサートでは、直近になります、平成29年5月の大黒摩季さんのコンサート、同年9月に2日間、計4回行われたモーニング娘。誕生20周年記念コンサート、平成30年1月のさだまささんのコンサート、同年3月の読売日本交響楽団座間特別公演では、それぞれ1,310人が来場し、満員御礼となっています。

こうしたことから、1,000人規模のコンサート中に災害が発生したという想定での訓練はやはり必要ではないでしょうか。

前述のように各地で行われている避難訓練コンサートの演奏団体としては、地元の学校の吹奏楽部や警察、消防、自衛隊などの楽団が協力する機会が多いとのこと。先ほど紹介した秦野市文化会館でもそうでした。

本市として、1,000人規模の避難訓練コンサートを行うとするのであれば、例えば演奏団体としてキャンプ座間に駐留する在日米陸軍軍楽隊の皆さんに協力をいただくということも一案ではないでしょうか。在日米陸軍軍楽隊の皆さんには、平成27年に開催されたコンサート「Joy to the World」、平成28年、29年に開催されたクリスマスコンサートですばらしい演奏を披露していただき、平成29年のクリスマスコンサートでは、12月15日には1,015人、翌16日には1,012人の来場者があったと伺っています。「生き残らなければ、何も始まらない」をキーワードに、本市では座間市いっせい防災行動訓練「シェイクアウトプラス1」を行っています。こうした活動の一環として開催することができれば、オール座間の取り組みとして、防災・減災、さらなる意識の高揚や有事の際の対応力が高められ、シェイクアウトプラス1同様、本市の防災・減災力のアピールにつながるのではないかと私は考えます。市主催による1,000人規模の避難訓練コンサートを演奏団体として在日米陸軍軍楽隊をお迎えして開催することを提案させていただくものですが、まず、前述の財団主催による避難訓練

ライブについて、遠藤市長の評価、そして私の提案について、遠藤市長の所見をお伺いします。

次に、ハーモニーホール座間（市民文化会館）のリスクマネジメントについての（２）大規模地震発災時の被害想定と対応について伺います。

さきに述べたように、避難訓練コンサートを行うことの利点として、その実地検証を繰り返し、ガイドラインやマニュアルのさらなる充実を図ることができ、いつ起こるかわからない災害に向けての大きな備えとなることは誰しもご理解いただけると思います。

まず、現状について率直に伺っておきます。

ハーモニーホール座間では、災害発生時の避難誘導におけるガイドラインやマニュアル、これは避難経路や動線の記載を含む、は作成されているのか。作成されているのであれば、その被害想定はどのようなになっているのか伺います。

先ほど紹介させていただいた財団主催によるハーモニーホール座間避難訓練ライブ、よしもとお笑いステージでの被害想定は、地震により館内で火災が発生したためというものでしたが、ここではハーモニーホール座間における基本的な避難誘導におけるガイドラインやマニュアルを問うものであります。

また、大ホールにおいてコンサートや集会が開催されている途中で地震が発生し、コンサートや集会を中断、避難しなければならなくなった際、その主催者が市や財団だった場合の避難判断、これはコンサートや集会を中断する判断を含みますが、これは誰が判断することになっているのか、避難誘導は市の職員や財団職員が行うことになっているのか伺うとともに、こうしたことも、ガイドラインやマニュアルが作成されているのであれば、それに明記されているのか伺います。

同様に、大ホールにおいてコンサートや集会が開催されている途中で地震が発生し、コンサートや集会を中断、避難しなければならなくなった際、その主催者が市や財団ではなく、その他の団体、芸能プロダクションや興行会社、政治団体といった、こういった場合の避難判断は誰が判断することになっているのか、避難誘導はその団体の関係者が責任を持って行うことになっているのか伺うとともに、こうしたことも、ガイドラインやマニュアルが作成されているのであれば、それに明記されているのか伺っておきます。

平成23年3月11日、最大震度7の揺れに見舞われた東日本大震災では、東北や関東地方でさまざまな施設の天井が落下する被害が発生しています。2,000人収容の音楽ホール、最新の耐震設計を取り入れた公共施設、スポーツ大会や成人式などが開かれる体育館、ほかにもショッピングセンターや駅、映画館など、身近な大型施設の天井が大規模に落下しました。その数は全国でおよそ2,000カ所と言われており、死者5人、負傷者は70人以上に上っています。

そして、一昨年、平成28年4月14日夜及び4月16日未明には熊本地震が発災、最も大きい震度7を観測する地震が発生したほか、最大震度が6強の地震が2回、6弱の地震が3回発生したことにより、演劇やコンサート用のホールなどを備えた熊本県内の公立文化施設全75館のうち、約3割の22館が被害に遭っています。そのうち熊本市市民会館では、収容人数1,591人の大ホールのつり天井の部材が客席に落下する被害がありました。お手元の配付資料⑥から⑨の画像が熊本市市民会館の被害状況です。

⑥、熊本市市民会館の大ホールの舞台の被害状況です。⑦、同じく大ホール天井部材の落下箇所の被害状況です。⑧、同じく大ホール1階客席の被害状況です。⑨、同じくこれも大ホール1階客席の破損状況になります。

以上、熊本市市民会館の被害状況をごらんいただきました。この被害は、4月16日の深夜1時25分に起きたいわゆる本震で脱落したもので、人的被害に及ばなかったことは幸いだったと言えます。

さきにごらんいただいた②の新国立劇場の客席で身を伏せる観客の初動や秦野市文化会館の観客の初動は、訓練としては間違いないものだと思いますが、実際にこうなってしまうかどうかどうしようもありません。

前述のとおり、東日本大震災では、体育館、音楽ホール等の多数の建物において天井が脱落し、かつてない規模で甚大な被害が生じたことから、国土交通省は天井の脱落対策に係る基準を改め、新築建築物等への適合を義務づけることとする建築基準法施行令及び関係省令の改正並びに関連告示の制定、改正が行われ、平成26年4月1日に施行されました。

改正の概要は、耐久性等の関係規定が新設され、脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある天井を特定天井として規定されるとともに、大臣が定める技術基準に従って脱落防止対策を講ずるべきなどの規定が特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件により明確に定められました。

特定天井の要件はつり天井で、次の要件、1から3の全てに該当する場合に特定天井に係る技術基準等の適用を受けます。

要件1、居室、廊下その他の人が日常立ち入る場所に設けるもの。要件2、天井高さが6メートルを超える天井部分で、その水平投影面積が200平方メートルを超えるもの。要件3、天井面積構成部材等の単位面積質量が2キログラム平方メートルを超えるもの。しかし、既存建物に設置されている天井が特定天井に該当する場合においても遡及適用されることはなく、増改築または大規模な修繕、模様替えを行う場合に既存特定天井に新築時と同様の技術基準に適合させるか、または代替基準として落下防止措置を講じることとされており、熊本市市民会館大ホールの天井も特定天井であったため、落下防止用ネットの設置などの対策を講じる必要がありましたが、熊本地震発災時には未着手だったとのことでした。

さて、こうしたことから危惧されるのは、築23年がたつ本市のハーモニーホール座間のハード面です。特に心配なのは大ホールの天井です。ハーモニーホール座間大ホールの天井はつり天井です。そして特定天井に該当するからであります。

お手元の配付資料⑩をごらんください。皆さんよくご存じのハーモニーホール座間のこの森の音楽堂と名づけられた大ホール、光ファイバーを使い、オーロラや天の川を映し出す天井のスカイドームもつり天井の構造になっています。

そこで、ハーモニーホール座間のハード面について伺います。

そもそもハーモニーホール座間の建物、躯体としての耐震性はどうなっているのか。平成7年当時の設計基準では問題ないと聞いておりますが改めて伺います。

そして、東日本大震災時、本市は震度5弱の揺れでしたが、その際、庁舎もハーモニーホール座間も建物被害はなかったし、大ホールのつり天井も問題なかったと聞いておりますが、震度7の地震が発生した場合に想定される被害はどのように考えておられるのか、特に大ホールのつり天井についてどう捉えているのか伺います。

また、ハーモニーホール座間はガラス窓に囲まれていると言ってもよいくらいです。前述同様、震度7の地震が発生した場合の被害想定はどのように考えられているのか伺います。

お手元の配付資料⑪と⑫をごらんください。⑪はハーモニーホール座間のエントランスホール、⑫はホワイエ、ロビー、休憩所のことですが、その画像の左側は一面ガラスが使われております。大ホールのつり天井が特定天井に該当していることは当局としても認識されていると思いますが、今後の対応としてどのように考えられておられるのか明らかにしていただきたいと思っております。

次に、救急業務における多言語対応について伺ってまいります。

総務省消防庁が発表した平成29年度版の消防白書によると、今後の救急体制の充実の一つとして、訪日外国人への救急対応が上げられています。その背景としては、近年の訪日外国人観光客の増加に伴い、救急業務における多言語対応がより一層必要になっている。特に2020年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることから、訪日外国人観光客がさらに増加することが予想されている。このことから、救急車の利用方法や熱中症の予防、対処法などの外国人への情報発信を始め、実際の救急現場での外国人に対する円滑なコミュニケーションが求められているとしています。

そして、これらへの対応として、電話通訳センターを介した3者間同時通訳による119番多言語対応、そして救急ボイストラの開発、外国人向け救急車利用ガイドの作成を行っており、全国の消防本部での活用を促進しています。

今後も訪日外国人が安心して救急車を利用できる環境になるよう取り組みを進めていくと示しています。

質問では、この電話通訳センターを介した3者間同時通訳による119番多言語対応、そして救急ボイストラ、外国人向け救急車利用ガイドの三つについて、本市消防としての対応を明らかにしていただきたいと思います。

電話通訳センターを介した3者間同時通訳による119番多言語対応は、外国人からの119番通報時、外国人による救急現場での活動等において、迅速かつ的確に対応するため、電話通訳センターを介して24時間365日、主要な言語で対応するものであります。

消防庁は、電話通訳センターを介した三者間同時通訳による多言語対応の推進について（通知）を各消防本部に通知し、都道府県内消防本部による共同契約、都道府県等が既に契約している通話センターの利用などによる119番通報時等における多言語対応の推進を図っているところであり、平成29年8月現在、732本部中163本部、約22.2%が導入済みになっています。

消防庁では、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会までに、訪日外国人観光客を含む外国人が日本全国どこから119番通報しても言語の支障なく消防、救急のサービスを受けられるよう、全消防本部で導入されることを目指しているとのこと。

お手元の配付資料③をごらんいただきたいと思います。これは3者間通話の流れをあらわしたものです。この119番多言語対応については、さきの第2回定例会、一般質問の中で高波議員から質問があり、多言語に対応した生活情報の提供についての質問で、市長室長からは「119番通報として電話通訳サポートを行っており、16言語で対応しています」との答弁がありましたが、私からは次の3点について伺っておきます。

この3者間同時通訳による119番多言語対応事業は、平成27年10月から平成28年3月まで試験的に運用期間を経て、平成28年4月にNEC通訳コンシェル119と契約され、運用を開始されたとのことですが、この事業を実施するに至った経緯について伺っておきます。

また、本市は、海老名市、綾瀬市との3市で消防指令センターを平成27年4月から消防指令業務を共同運用しています。当該事業の費用負担はどうなっているのか伺います。

さらに、今現在までの事業の経過、実績について伺っておきます。

119番の関係では、先ごろ本市消防では救急通報システムNET119を導入し、聴覚や発話に障がいがあり、音声による119番通話が困難な方への対応を始められております。こうしたことを含め、本市消防の取り組みには大いに評価をするものであります。

次に、救急ボイストラについて、本市消防としての対応を明らかにしていただきたいと思います。

救急ボイストラは、国立研究開発法人情報通信研究機構、通称NICTが開発した多言語音声翻訳アプリ、ボイストラをベースに、消防庁消防研究センターとNICTが救急隊用に開発した多言語音声翻訳アプリであり、通常の音声翻訳機能に加え、救急現場で使用頻度が高い会話内容を定型文として登録しており、外国語による音声と画面の文字による円滑なコミュニケーションを図ることが可能となっています。また、話した言葉が文字として表記されるため、聴覚障がい者などのコミュニケーションにも活用できるとのことです。

対応言語は英語、中国語、韓国語、タイ語、フランス語、スペイン語、インドネシア語、ベトナム語、ミャンマー語、ロシア語、マレー語、ドイツ語、ネパール語、ブラジルポルトガル語、計14言語となっています。

平成29年4月から各消防本部への提供を開始し、同年10月現在、全国732消防本部のうち219消防本部が使用を開始されています。約29.9%。アンドロイドを搭載した通信可能なスマートフォンやタブレットでの利用が可能であり、iOS版については、平成30年、ことしの1月から利用可能になっています。消防庁としては、今後とも全国の消防本部における積極的な活用を促していくとのこと。

お手元の配付資料④をごらんください。これは救急ボイストラの端末に映る画面をあらわしたものであります。この救急ボイストラについては、本市消防では現在導入されていないとのこと。では、救急現場における外国人への対応、コミュニケーションは今現在どのように図られているのかを伺います。

次に、救急車利用ガイドの多言語化については、平成28年3月、日本での救急車の利用方法等を訪日外国人に周知するため、訪日外国人のための救急車利用ガイド（英語版）を作成し、消防庁ホームページに掲載を始めました。救急車利用ガイドには、（1）救急車の利用方法、119番通報時に通信指令員に伝えるべきこと、（2）すぐに119番通報すべき重大な病気やけが、（3）熱中症予防や応急手当のポイント、（4）救急車を利用する際のポイントなどが掲載されています。対応言語はこれまで英語のみでしたが、中国語や韓国語、そうしたものが加わり、それぞれのガイドには日本語も併記されており、日本人から外国人の方へ説明することも可能となっています。消防庁は、各都道府県及び各消防本部等での配布や各団体広報媒体でのリンク掲載等による住民や観光客への積極的な周知を各都道府県及び各消防本部に依頼しているところであり、今後とも周知を図っていくこととしています。

お手元の配付資料⑤をごらんいただきたいと思います。これは救急車利用ガイド（英語版）の画像であります。この救急車利用ガイドについては、本市消防では救急車両への積載を進めており、救急現場で必要な際は配布されるとのことでしたが、消防庁から求められている各団体広報媒体でのリンク掲載による住民や観光客への積極的な周知に関しての対応は今後、どのように考えられておられるのか。積極的な周知としては、消防という枠だけではなく、基地関係でいえば渉外課、外国籍住民の窓口である戸籍住民課、観光協会や国際交流協会にもかかわるものだと考えますが、今後の取り組みとして本市の考えを伺い、降壇をさせていただきます。（拍手）

〔答弁〕 遠藤市長

沖本議員のご質問にお答えしたいと思います。

避難訓練コンサートの実施についてということで、大規模な地震が起こった際のリスクマネジメントとして、そして市民や利用者に対しての意識啓発として、これを行うことの意義、こうした観点からのお尋ねをいただいたわけでございます。

まず、公益財団法人座間市スポーツ・文化振興財団で平成27年度に実施をいたしました避難訓練ライブ、これはよしもとお笑いステージで行ったわけですが、これについて評価をしていただきまして、まず感謝を申し上げたいと思いますし、財団の理事長も務めておる立場からしても、これは非常に大きな意味があったと思いますし、今後に向けての一つの試金石になったと捉えております。

振り返れば、東日本大震災の際にも議員からも言及ございましたが、全国で2,000カ所にわたるような天井の崩落があったりということがございまして、特に神奈川県内でも川崎市のミュージアム川崎というホールでも天井が崩落をし、そして東京の九段会館においてもこれがありまして、ここでは犠牲者が出るというようなこともございました。

そうした状況というものを考えたときに、ましてや昨日未明の北海道の地震もそうですが、全国各地に頻発をする地震災害を見ておりますと、あと残っているのは関東だけではないかとも思える部分もございまして、これはしっかりとやはり日ごろの市全体の危機管理、そして防災・減災に向けての取り組みの一環として考えていく必要があると思っております。

そのような中で、一つのアイデアとして、多数の来客があるコンサートとしてこのところ定着しております在日米陸軍のホリデーコンサート、ほぼ満員の状況になりますし、これは米陸軍と市の共催で行っているということもございまして、こうしたところから、在日米陸軍の協力を得ながらそうした訓練を行ったらどうかというアイデアもいただきました。これは一理あると思います。

当然、この前の総合防災訓練もそうですが、在日米陸軍にも協力をいただいているということもありますし、そうした面での意識啓発、さらには一つのPRとしてもこれは意味があるのではないかと思います。ただ、当然これは立場の違いがございまして、実演に向けてはかなりのハードルもあるかと思います。

一方で、危機管理、防災・減災に向けての取り組みという観点から考えますと、あのホールが満員になるようなイベントは何かないかと一通りサーベイしてみますと、例えば、これは教育委員会とのまたいろいろなすり合わせが必要になるろうかと思っておりますけれども、小学校、中学校の合唱コンクールですとか、あとは吹奏楽のコンクールですとか、こうしたもので既に防災・減災教育に向けて大変先進的な取り組みをいただいております本市の学校現場の協力をいただいて、子供たちにこういう経験をさせるということも意味があるのではないかなと考えております。

当然コンクールですとか、またコンサートの際にこれを目的とした訓練をするということであれば、それに共鳴をいただいたお客さんに来ていただくようになるわけですが、私はやはり一般的に行われているコンクール、コンサート等の場においてこうしたプログラムを挿入して行うことこそいろいろな意味があるのではないかと思いますし、これは単にいただいた例えば米陸軍との協力というだけではなく、いろんな要素を含めて検討していく価値があるのではないかなと思っております。

これは今後、さまざまな関係団体等とも財団を含めていろいろと研究し、また、考えを深めてまいりたいと思います。アイデアをありがとうございました。

〔答弁〕 消防長

救急業務における多言語対応について、何点かの質問をいただきました。

初めに、電話通訳センターを介した3者間同時通訳による119番多言語対応の事業経緯についてですが、海老名市・座間市・綾瀬市消防指令センターの共同運用により、外国人からの通報や救急現場での対応が増加することが予想されたこと、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催及

び外国人にかかわる法制度の変更により、外国人居住者や観光客への多国語対応の要望等、さまざまなことが考えられること、また、指令システムの契約業者が多言語コールセンターサービス事業を行っていたこともあり、6カ月間の試験的運用期間終了後、導入に至ったものです。

次に、費用負担についてですが、負担の方法は各地の在留外国人の人数で算出しています。

項目の最後に、今現在までの事業の経過、実績についてですが、経過といたしましては、平成28年度に5言語に対応したNEC通訳コンシェル119、平成29年度に契約会社をブリックスに変更し、現在は16言語対応のNTTタウンページ多言語通訳コールセンターに1年間の契約をしております。

実績については、平成27年10月から平成28年3月までの試験的運用期間中は12件で、内訳として、119番対応が8件、現場対応が4件、平成28年度は27件で、119番対応が22件、現場対応が5件、平成29年度は47件で、119番対応が26件、現場対応が10件、その他の11件となっております。その他の内容としましては、間違い電話やコールセンターへの問い合わせの件数です。平成30年度は8月現在まで、119番対応の8件です。

次に、救急ボイストラの救急現場における外国人の対応についてですが、海老名市・座間市・綾瀬市消防指令センターで契約している通訳業務を利用し、指令業務だけでなく、救急現場等でも優先的に活用でき、携帯電話のスピーカー機能を利用した3者通話によるコミュニケーションがとれるサービスも含まれているため、救急現場でも適切な対応は図られております。救急ボイストラについては、3市の動向や他市の状況を注視し、研究してまいります。

最後に、救急車利用ガイドの各団体等への積極的な周知についてですが、各団体、広報、媒体でのリンク掲載等による住民や観光客への積極的な対応については、本市のホームページへリンクの張りつけ、ガイドを印刷して配布できるよう、消防庁舎へ置くことはもちろん、議員のおっしゃるとおり、外国人の関係する部署へ必要に応じ対応していただくよう依頼し、幅広く周知できるよう努めてまいります。

〔答弁〕 教育部長

市民文化会館のリスクマネジメントにつきまして、何点か質問をいただきました。

大規模地震発生時の被害想定と対応についてお答えをいたします。

市民文化会館の災害発生時の避難誘導におけるガイドラインやマニュアルの作成については、現在のところガイドライン、マニュアルは作成しておりませんが、初めて利用される方には、施設の貸し館の際にハーモニーホール座間の案内パンフレットやリーフレットをお渡ししながら、パンフレット、リーフレットに記載のある守っていただきたいことの中で、非常の場合という事項でお願いをしております。

次に、大ホールにおいてコンサート開催中に地震が発生し、避難判断は誰が判断するのか、また、避難誘導について、主催者が市や財団、その他の団体だった場合、それぞれについてご質問をいただきました。

非常の場合の避難判断及び避難誘導につきましては、主催者が市の場合は市が、財団の場合は財団が、その他の団体の場合はその他の団体が、それぞれの主催者が判断をいたします。

また、大ホール、小ホールの利用団体へは、事前打ち合わせ時においてお願い事項として、有事の場合、主催者が観客に対して行う案内の説明書を渡しております。

次に、市民文化会館の耐震性につきましては、平成3年当時の建築基準法に基づく耐震関係規定に適合し、官庁施設の総合耐震計画標準に基づく耐震安全性の分類Ⅱを採用しております。また、保有

水平耐力は、建築基準法で定められた地震力に重要度係数1.1倍を乗じた水平力に耐え得るよう設計されており、震度7の地震が発生した場合に想定される被害につきましては、建設当時、躯体は大きな補修を行うことなく建物を使用することができる程度の被害が発生する可能性があるとして想定しておりました。現状におきましては、平成8年10月にさらに安全とするため重要度係数が1.25倍に改正されましたので、より減災に向けた大規模な改修をする必要があります。

また、つり天井につきましては、建設当時、落下するおそれはなく、人命の安全確保は保たれていると想定しておりました。現状におきましては、平成26年4月施行のつり天井の基準に適合しない部分もあるため、こちらにつきましても改修の必要があります。

次に、ガラス窓の被害想定につきましては、ガラスの損傷がないよう、十分なすき間を確保し、弾力性のあるシーリング材で取りつけてありますので、一般的に被害は発生しにくいものと考えております。

なお、外部に面するガラス、大ホールホワイエ1階、共通ロビー1階でございますけれども、強化ガラスを使用し、万一破損した場合であっても、破片が小さな豆粒状に砕ける性質を有しておりますので、普通のガラスに比べ安全性が高くなっております。

そのほかのガラスにつきましては、今後、飛散防止フィルム等を張るなどの対策を検討してまいります。

今後の対応といたしましては、適切な管理運営のもと、躯体の耐震診断を経て、利用者のさらなる安全確保を図るため、特定天井等の必要とされる改修を検討してまいります。

〔質問〕 沖本

いただいたご答弁に対して再質問を行ってまいりたいと思います。

それでは、まず、ハーモニーホール座間のリスクマネジメントについて、順不同になりますけれども、ハード面、それからソフト面に分けて再質問をさせていただきます。

まず、ハード面から伺います。

ハーモニーホール座間の耐震性については、今後、減災に向けた大規模な補修をする必要があるとの答弁でありました。また、つり天井については、当時の想定よりも大きな被害が発生する可能性があるということで、恐怖心を助長するつもりはありませんが、つまりは最悪な場合、起こり得る事態として、天井が脱落する危険性があるということになります。この特定天井に該当するつり天井の今後の対応としては、改修を検討されるということです。また、エントランスやホワイエにあるガラスの安全性というのは高く、割れたとしても粉々に砕け散るということですが、逆に粉々になったガラスが足の踏み場を奪う状況になるのではないかと危惧をするものです。また、その他のガラスについては、今後、飛散防止のフィルムを張るなどの対策を検討するとの答弁がありました。

座間市の地域防災計画には、被災により市庁舎及び出先機関が全半壊した場合の本部代替施設の一つとしては、ハーモニーホール座間が指定されています。同じく、広域応援部隊、消防、警察、ライフライン等の関係者、この活動の円滑化を図るための活動拠点の施設としてハーモニーホールが指定されています。恐らくこうした施設の代替としては、小ホールあるいは1階のギャラリー、2階の会議室などがその拠点となると思われますが、そうしたことから、ハーモニーホール座間の建物、躯体の耐震性の強化、あるいはガラスの飛散防止ということは必須だと考えますので、これは早急な補修工事や飛散防止フィルムを張るなどの対策を望みますし、やはり昨日の北海道を襲った震度7の地震を考えれば天井改修は急務であって、計画立案を進めてほしいと望んでおきます。

再質問としては、特定天井に該当するこのつり天井の今後の対応としてですが、改修を検討されている段階であるということから、詳しい計画をお聞きするものではなく、この改修計画に係るリスクマネジメントとしてどのような認識を持たれているのか伺っておきたいと思えます。

躯体と天井の大規模改修を実施するのであれば、これ相当な費用、それから期間を要することが考えられます。基本設計、実施設計はどれぐらいの期間を要するのかと心配するわけですが、実際の工事期間も含め、どれぐらいの期間を要するのかと。

これはリスクマネジメントの意味としての認識をどういうふうにされているのか。工事期間中は当然ながらハーモニーホールのコンサート等はできなくなるわけでありまして。興行収益は激減するわけでありまして、こうしたこと、それから運営、経営として成り立つのか。利用者への周知というのはさらにもっと前からしなければいけない。こうしたことをいろいろ考えていかなければならないと思えます。

さまざまなリスクを想定しながら計画を立案しなければならないはずですので、改修計画に係るリスクマネジメントというもの、どのような考えをお持ちなのか当局に伺っておきます。

それから、次に、ソフト面での再質問であります。まず、市主催による1,000人規模の避難訓練コンサートということで、市長からご答弁いただきました。さまざま考えられる要素はあると思えますので、ぜひ関係部署それぞれに指示していただいて、やっていただけることを望んでおきたいと思えます。

次に、ガイドラインとマニュアルについて伺います。

避難誘導におけるガイドラインやマニュアルは、現在作成されていないとのことでした。そのかわりに、初めて利用される方には施設の貸し館の際に案内パンフレット、それからリーフレット、こうしたところに記載されている事項を守ってもらっているということでもあります。また、大ホールにてコンサートの開催中に地震が発生した場合の中断、避難判断は誰がするのかということでは、あくまでも主催者、市や財団、その他団体にしろ、それぞれの主催者が判断し、誘導に当たるということでした。この、その他の団体の主催者には事前打ち合わせ時に有事の場合の主催者が観客に対して行う案内という説明書をお渡しして、詳細をお願いしているということでもあります。現状としては理解をいたしました。ただ、コンサート開催中に地震が発生した場合の中断、避難、こうしたことを含めて、今後、ぜひ災害時のガイドライン、そしてマニュアルの作成をお願いしたいと思います。

厚木市の事例を出させていただきますけれども、これについて答弁してくれとは言いません。厚木市の文化会館、7月なのですけれども、震度5弱で公演を中止にするというふうな方針を出しています。

現在、座間市においては、震度が幾つになったら中止するとかというのは特には、条例にも何にも記載はされていません。この厚木市文化振興財団というところで、これは指定管理されているところでもありますけれども、公演の中止などを含めた厚木市文化会館危機管理基本方針、それから災害発生時対応マニュアルというものを作成しております。この中では、やはり大きなところとしては、震度5弱で公演または催事の中止、それから震度5弱以上の地震発生により公演または催事を中止した場合やそれに伴い施設が閉館となった場合の既に支払われた利用料金については全額還付すると、そして主催者には避難誘導員の配置を義務づけております。こうしたことを指針の中に織り込み、そしてマニュアルをつくっておられるという事例であります。

このガイドラインとマニュアルの定義ですけれども、これは私の考えになりますけれども、ガイドラインとは、私、物づくり出身ですので、遠藤市長もよくおわかりになると思えますけれども、これ

は基準ですよ。マニュアルとはその作業における標準作業を示すわけですが、基準とすれば指針でもあり、規則をあらわすものです。ハーモニーホール座間でいえば管理運営基準、そういうものに当たると思いますし、利用する者に対する契約時の誓約事項になると思います。

今回、取り上げた災害が発生した場合の対応基準、あるいは避難基準や避難訓練における被害想定基準が位置づけられるとは思いますが、また、マニュアルとしては、手順書ですので、ハーモニーホールでいえば管理運営するための手順、職員の手順になろうかと思えます。災害が発生した場合の職員各自の行動を示す手順にもなろうかと思えます。

今回、取り上げた災害が発生した場合の避難誘導の手順、こうしたものに位置づけられるのですけれども、再質問としては、行政、教育委員会として、こうしたガイドラインとかマニュアルの作成にはどうかかわっていくべきなのか。先ほど、作成はされていないとなっていましたので、当然これから作成していただきたいわけですが、どういうふうに当局としてはかかわっていくべきなのかという点で伺います。

財団はご存じのように非公募による指定管理者選定団体になります。公の施設の指定管理者制度に関する指針、これには指定管理者の募集要項の規定や協定締結事項に行政と財団の責任分担が示されています。これは災害時におけるガイドラインの前提になろうかと思えます。

また、指定管理者を選定するのが選定委員です。選定委員会であり、選定委員は、これは副市長を含めた、副市長が委員長になられて、あとは各部長の皆さんが選定委員になっています。

この選定条件の中に選定管理者に求める水準というのがありまして、これ一つですけれども、事故、災害等の緊急時や防犯、防災等への対策が適切にとられているという項目があります。これは選定する側におけるガイドラインでもあると思えます。

また、座間市市民文化会館条例、それから条例の施行規則には、財団で判断、実施するものと、それから教育委員会で判断、実施するものが明文化されています。乱暴な言い方をすれば、財団は利用の承認に関する業務や施設及び設備の維持管理に関する業務、ここでは建物というものは含まれないとは思いますが、このほか利用の承認の取り消しに係る業務が主となります。

一方、教育委員会としては、使用料金やその料金の還付など、金銭的なところの業務が主となると、これは条例から読み取れるわけですが、このように業務を分担していることがわかります。コンサート中にも地震が発生し、主催者判断で途中で中止するのは財団の役割だと思えます。

ただ、その利用料金はどうなるのか、全部還付するのか。2時間のコンサートで1時間やったらその半分でもいいのかとか、いろいろそうしたことも考えられるわけですが、こうしたところは当然教育委員会がかかわってくるのではないかと思えます。

こうしたことからガイドラインの作成に当たっては、当局が主となり、リスクマネジメントを財団と共有してガイドラインとしてまとめるべきではないかと私は考えます。

また、一方、マニュアルはそのガイドラインをもとに財団としてどう管理運営していくのか、この手順を定めるものですが、災害時の対応、避難誘導の対応を手順にまとめて作成するというのであれば、これは財団の責任として作成していくものだと考えます。ただ、作成した後はやはり教育委員会、当局としてしっかりとチェックしなければならないと考えております。

こうした地震災害に起こるリスクを含め、ハーモニーホール座間ではあらゆるリスクを考えながら、当然当局、そして財団が想定し得るリスクを協議しながら、ガイドライン、そしてマニュアルをお互いで構築することが求められると私は考えますが、現在作成されていないということであるので、ぜひこの基準、指針になるのか、そしてマニュアル、こうしたものを財団とよくよく協議していただき、

作成していただきたいと望んでおりますので、これに関して当局のお考えをお示しいただきたいと思
います。

それから、消防関係で再質問させていただきます。

先ほど、3者間同時通訳の119番の多言語対応について消防長から答弁いただきました。本市は海
老名市、綾瀬市と消防長もおっしゃったように消防指令センターを共同運用しているわけであり
ます。では費用負担はどうなっているのですかということでは、3市の外国人登録者数により算出されて
いるのですけれども、ちょっと私の記憶で申しわけないのですけれども、大体座間市が3,000人
切る程度、それから、海老名市もそうかな。一番多いのはたしか綾瀬市だったと思うので、3,000人
を超えていると思うのです。

そうした意味では、若干の比率の違いはあるのでしょうかけれども、これは決算ですから委員会で聞
いてもいいのですけれども、その詳細、金額等々、今おわかりになれば、どういう配分でどういう金
額になっているのかを伺っておきたいと思います。

また、この3者間通訳による119番ですけれども、経過というところでは答弁いただいて、契約会
社を1年ごとにかえられているのですね。当初は5言語ということで、現在は16言語にふえているの
で、それはいいのですけれども、毎年こうした関係の会社、それぞれサービス内容とか費用も毎年毎
年変わってくると思うのですよ。そうした中で、本市の消防として研究されて、それはもちろん他自
治体の消防の導入状況とかも、それも含めて研究されて、毎年会社をかえているというふうなこと
の推察を私はするわけですけれども、実際そういった認識でよろしいのか伺っておきますし、あと、先
ほどの答弁の中にあっただと思うのですが、ボイストラは使っていません。それはあくまでもこの3者
の同時通訳の一つの利点として、ボイストラを使わずにそのまま多言語の対応をされていると理解を
するのですけれども、この中で、今現在までに、これはあってはならないと思うのですけれども、業
務の支障になるようなトラブル等がなかったのか、そうした発生はなかったのか伺っておきます。

以上、再質問とさせていただきます。

〔答弁〕 遠藤市長

沖本議員の再質問にお答えしたいと思います。

ハーモニーホール座間、座間市市民文化会館についての一連の天井の耐震性の関係ですとか、さま
ざまな部分について、議員からも懸念を含めて、かくあるべしというご指摘をいただいたわけでござ
いますけれども、おっしゃるとおりだと受けとめをさせていただいております。

まず、平成3年に建設されたこの市民文化会館、加えて、座間市スポーツ・文化振興財団に指定管
理者としてお任せをしている施設が体育館と二つあるわけございまして、この二つの施設とも座間
市にとっては唯一無二の施設ございまして、加えて、万が一の災害発災時、これは重要な拠点とし
て活用していくことを位置づけにさせていただいております。こうした拠点が使用不能になるとい
うことになれば、これは一大事であるわけございまして、そうした点についてもやはりしっかりと対
応を深めるということが必要でございます。

当時、部長からも答弁いたしましたけれども、環境施設ということから、総合耐震計画標準に1.1
を乗じた水平力、地震力について、そうした厳格な基準をもって建設をされた施設でございますけれ
ども、その後の災害の経験等を踏まえてこの基準が厳格になりまして、重要度係数が1.25倍となっ
たということから、基準を満たしていない可能性があるということで、現在、この関係について、調査、
そして経年変化、経年劣化による大規模修繕、大規模改修に加えて、こうした点についても改修を加

えていくという方向で検討を進めております。そしてこの関係については、単に文化会館であれば教育部所管、そして体育館であれば、これは健康部スポーツ課の所管でございますけれども、全庁的なこれは対応が必要ということで、指定管理をお受けいただいている公益財団法人の座間市スポーツ・文化振興財団も含めて、庁内横断的にプロジェクトチームを立ち上げて、この関係について検討を深め、そして対応を練るよう指示をさせていただいております。今後、これに沿って対応を深めていくようになろうかと思っております。なお、これは相当、大規模な改修が必要になることが予想されます。

ということからすれば、長期にわたる休館、そして使用ができないという期間等もあると思っておりますので、恐らくは体育館、文化会館の時期をずらせるですとか、そういった工夫もしながら対応をするようになろうかと思っております。一定期間、市民、利用者にはご不便をおかけすることにもなろうかと思っておりますけれども、その点も含めてしっかりと検討をし、そしてできるだけ事前に周知ができるように、そしてその重要性についても市民、利用者にご理解いただけるような対応を深めてまいりたいと思っております。

また、もう1点、この指定管理者の指定に際して、安全という部分、これも極めて重要であるわけでございます。実際の運用上、本当に例えば昨日未明の北海道の地震のように皆さんが就寝中の時間ということであれば、そうした課題はないわけですが、日中、実際に利用者がいらっしやる中でこういう震災が発生すれば、当然その対応についてはマニュアル化、そしてそれを含めた中での管理者の指定といったようなことも俎上に上るわけでございます。こうした点についてもこの際しっかりと検討を深めて対応を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔答弁〕 消防長

平成29年度の事業費の総額と3市の負担比率、負担金額等についての再質問をいただきました。

平成29年度の事業費についてですが、総額で27万2,160円で、各市の負担比率及び負担額は、法務省在留外国人統計の平成29年6月の在留外国人の人数によるもので、本市の負担比率、約32%、負担額8万8,125円、海老名市が約29%、7万8,181円、綾瀬市が約39%、10万5,854円となっております。

次に、契約等については、現在まで年度ごとに契約内容を十分精査し、充実したものを導入しております。

また、トラブル等の発生についてですが、現在まで大きな問題は発生しておりません。

以上です。

〔答弁〕 教育部長

市民文化会館のリスクマネジメントにつきまして、再質問をいただきました。

教育委員会として、ガイドラインやマニュアルの作成にどうかかわっていくのか。また、地震災害に起きるリスクを含め、あらゆるリスクを教育委員会と財団が想定、共有、リスクマネジメントをお互い構築することにつきまして、お答えをさせていただきます。

まず、東日本大震災を始め熊本地震等被害状況から市民文化会館の被害を想定し、被害を最小限にとどめることが私どもの使命でもございます。他市事例を含めまして検討するなど、財団と調整しながらガイドラインを作成し、マニュアルの作成には財団と連携を密にしながら取り組んでまいりたいと考えております。

また、議員のおっしゃるとおり、ハード面、ソフト面のあらゆるリスクを想定し、教育委員会と財

団とが危機管理意識を共有し、今後の地震災害時の対応につきまして、利用者の安全確保第一に取り組んでまいりたいと考えております。